

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回 数	第4回	
日 時	2019年1月16日（水）	13時35分	～	15時35分
会 場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
◆会長あいさつ◆				
<p>12月26日に厚生労働省から障害者の虐待過去最多という報告があり、346名増えて3,544人が被害者ということだった。事業所別では、障害者支援施設が116件（25%）、グループホームが87件（19%）、支援団体としては非常に深刻な状況である。それから、水増し問題については障害者雇用促進法改正を視野に入れた労働政策審議会 障害者雇用分科会で議論が始まり、これから各省庁の雇用実態をチェックする体制を強化する、週の労働時間が20時間未満の障害者の雇用を評価していく、優良な取組をする企業を認定する制度を作るとということが報告された。直近では厚生労働省が毎月の勤労統計が改ざんされていたことが深刻な問題になっている。日本のこれからの経済を見ていく大きな指標になっている統計が改ざんされていたことと言うと、この1年2年ほど色々なところで文章を書くときに、景気回復されたと言っているがどうも実感のない景気回復だとずっと述べてきたが、この勤労統計の改ざんも関係しているのではないか。昨年12月から東京都で「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」事業が開始され、一定の基準をクリアすると指定を受けることができ、働きやすい職場であることを宣言できるので、人材確保や定着につながる可能性がある。我々も検討していく必要があるのではないか。</p>				
<p>（1） 区からの報告事項</p> <p>中野区ユニバーサルデザイン推進計画（素案について）、宇田川副参事（ユニバーサルデザイン推進担当）から報告。</p> <p>中野区ユニバーサルデザイン推進計画（素案）がまとまり、1月に区内で意見交換会を3回行った。関係団体の皆様には、ご意見等がある場合は本日1月16日（水）までにお願ひ申し上げたい。</p> <p>資料1 中野区ユニバーサルデザイン推進計画（素案）2019▶2023 概要版に沿って、ポイントとなるところをご説明させて頂きたい。素案は第1章～第5章までという作りとなっている。第1章は計画の基本的な考え方をまとめた章となっていて、計画の目的、計画の位置づけ、計画の期間を記している。計画の目的については、この平成30年4月から施行となっているユニバーサルデザイン推進条例で計画を策定することを定めていて、それに基づき策定することになっている。中野区ユニバーサルデザイン推進条例は、全ての人々が自らの意思により、自立して活動し、自己実現できる環境を段階的・継続的に整備することを通じて、全員参加型社会と地域の活性化を実現することを目的として定めている。条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインを推進するための目標（目指すべき将来像）、ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向及び主な取組を定めている。</p> <p>計画の位置付けは三つあり、中野区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、ユニバーサルデザインに関する取組を総合的かつ計画的に進めていくというのが一つ、区内にある様々な個別計画と</p>				

調整を図ってユニバーサルデザインを推進していくための計画ということが二つ目、区民の皆さん、事業者の皆さんと区が一体となって共同してユニバーサルデザインを進めていく時の指針ということが三つ目となる。計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間の計画とした。現在、中野区では基本構想、基本計画の改定、策定を進めるとしているので、このユニバーサルデザイン推進計画も基本構想や新しく策定される基本計画と整合を取って進めるという意味で、まずは5年間の期間とした。

第2章はユニバーサルの考え方について。ユニバーサルデザインはなかなかご理解いただけないという現状があり、区民意識実態調査では約40%の方がユニバーサルデザインについて内容を知らないとお答えになっている。そのようなこともあり、計画の中ではあえて「ユニバーサルデザインとは？」という章を立てている。

第3章は目指すべき将来像となっている。中野区ユニバーサルデザイン推進計画の基本理念は、ハード、ソフト、ハートの三つがある。それぞれの目指すべき将来像を整備している。また、第3章ではユニバーサルデザインのまちづくりということで、中野駅周辺のまちづくりの取組を紹介している。中野駅周辺で、中野区、区民の皆様、事業者が共同して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れようと取組を進めてきて、今も進めている。取組の例を紹介して、具体的に何をしていくこと、何を考えていくことが必要なのか共有できたらということで、ご紹介させて頂いている。

第4章は将来像の実現に向けた施策の方向・主な取組について。ハード、ソフト、ハートという順で整理をしている。ハードについて、1 利用しやすく安全で快適なみち・公園づくりというところでは、公園が利便性と快適性が高く、魅力も高いというものになるようにという方向を目指すということを明らかにするとともに、公園を使う上でのルールを作っていこうということで方向を定めているところである。2 円滑に移動できる交通環境づくりというところでは、2-1 分かりやすい案内表示の充実として、現在公共サインのガイドラインを策定しているところである。既存の様々な案内板について、今年度から多言語化する、文字を分かりやすくする改修の取組に着手している。2-3 交通事業者と連携したまちづくりの取組では、中野駅周辺でJRやバス、タクシー事業者の皆様、建物を管理する皆様との協力でまちづくりを進めてきて、やはり交通事業者との連携は欠かせないため。3 利用しやすく配慮された区有施設づくりでは、これまでも区の施設を改修・整備する場合には基本的には東京都の条例や国の法律には基づいていたが、できあがってみると色々な課題が出てくるという状況があった。今回、区の施設を改修・整備する場合の基本的な考えを定めて、それに沿って改修・整備を進めていく。4 利用しやすく配慮された民間施設・住宅づくりということで、こちらについて区としては民間施設の誘導・整備を支援する形で主な取組を掲げている。ハードの整備は時間がかかり、財政上の制約もあって、段階を経ないと取組が難しい状況があるので、ハードの不十分な部分についてもソフトとハートを持って快適にしていけることができるということで、この二つも重要な取組という認識を持っている。

ソフトについて、5 利用しやすくわかりやすい区のサービスづくりということで、全ての人が円滑に利用できるサービス・事業の充実、これから見直しや改定される計画についてユニバーサルデザインの視点を入れていくということあげている。6 地域で気軽に楽しく学べる場づくりや、7 地域における利用しやすいサービス・商品づくりということで、商店街の整備やユニバーサルデザインに資する事業創出の支援、地域の皆様が行っている支え合い等の取組についてもユニバーサ

ルデザインの視点を入れてより安心して皆様が暮らせるようにという取組を掲げている。8 わかりやすい情報を簡単に得られる環境づくりということで、現在ユニバーサルデザインに配慮した広報物のガイドラインの策定を行い、区が発行する広報物はより見やすく、様々な皆様へ配慮できる形とする。

ハートについては、9 違いを超えて尊重し合う心を育む教育環境づくりということでは、学校教育の中でユニバーサルデザインを位置付けて授業を進めるということと、指導方法で分かりやすくということが柱となっている。10 ユニバーサルデザインの担い手づくりというところでは、区職員の理解促進を図るとともに、地域人材の育成を掲げている。11 ユニバーサルデザインの考え方を広げるしくみづくりというところで、区民・事業者の皆様への普及啓発、区民団体等による普及啓発の取組の支援ということで、現在普及啓発の冊子を作成している。12 個性や多様性を大切にす意識づくりというところでは、すでに取り組んでいるものもあるが、それぞれの取組のなかにユニバーサルデザインの視点を入れてさらに充実していくということで12の施策の方向を整理している。

第5章 計画推進の取組について。主に二つの取組を掲げていて、施策の評価・点検の取組と区のサービスに対する要望・相談事案の収集について。中心となると思われるのは、施策の評価・点検の取組で一番目に掲げた行政サービスの総点検で、第4章 5-1 すべての人が円滑に利用できるサービス・事業の充実と連動した形で、誰でもどこでも受けられる行政サービスを目指す。もう一点、区への要望・相談事案の収集の一つとしてユニバーサルデザイン合同点検を行うことを掲げている。区と区民の皆様、事業者の皆様とユニバーサルデザインを推進していく指針という意味で、現在この推進計画（素案）へのご意見を頂いているところである。これから2月に案を提案して、パブリックコメントを頂いて、今年5月策定の予定となっている。計画を作ることも大切だが、具体的に進める段階で皆様からのご意見をどのように頂くかということが大きな課題だと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。この計画を作るうえでの普及啓発を進める冊子を、現在作成中である。できるだけ当事者の方のお声を伺いたいので、関係団体の皆様には協力のお願ひをさせて頂く予定なので、よろしくお願ひしたい。

（会長）

1月11日の合同セミナーのテーマがユニバーサルデザインだったが、ユニバーサルデザインは全ての人利用しやすいということが肝心なので、意外と難しいという印象を受けた。総論の部分には多くの方に参加して頂くことになると思うが、各論の部分ではだれが関わるかということが非常に大事になってくる。ぜひ当事者の方がもれなく参加できるような推進の形を取って頂きたい。

（意見）

○東中野駅の整備で駅前に喫煙所を作るという計画に反対している政党もあるということで、少数者に対する配慮を忘れた主張は自分に跳ね返ってくる可能性があり、少数者のことを考えないまちづくりは基本的に間違っていると思う。受動喫煙に関しては疫学的に証明されていない。少数者に対する配慮は本質的な問題である。

(2) 中野区障害者自立支援協議会 4 部会合同セミナーについて

(地域生活支援部会 部会長 柴山健一氏より報告)

差別解消部会の高橋部会長から、今回はユニバーサルデザインをテーマにするというのではないかと議論が提出されて、今回開催に至った経緯がある。参加者は、一般、町会、民生児童委員、関係団体の方など。講師の廣瀬先生が一般の方にもわかりやすい内容で、ユニバーサルデザインについてお話があった。

(差別解消部会 部会長 高橋博行氏より)

わかりやすい内容で、今の時点の私たちの知識に即した内容のお話でよかったのではないかと。区内での理解度は3割程度なので、どのくらい区民の皆様へ広げていけるかが私たちの使命ではないかと。

(意見)

ユニバーサルデザインという形でまとめたのは非常に良かったと思う。以前バリアフリーの時は、最初は厚生労働省、次に国土交通省が言い出して、若干混乱があって障害者から反発もあった。そういうことを組み込んだうえで、ユニバーサルデザインというまとめ方は非常に良いと思うので進めていってほしい。

(3) 相談支援機関会議報告

第57回では、重度知的障害者の方の養護学校高等部卒業後通所施設を利用することもなく在宅で20年以上引きこもりのケースの紹介。参考として、区内の障害福祉サービスを利用していない重度知的障害者の状況についての紹介。その他、精神障害者の地域移行プレ事業の報告など。

第58回では、地域移行プレ事業についてなど。その他、平成31年1月1日より精神障害者保健福祉手帳1級保持者は心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となるので情報提供の呼びかけや、次年度の国の報酬改定等のお知らせや相談支援専門員研修制度について。

(質問)

愛の手帳所持者の人数は1,774人となっているが、1年半くらい前に問い合わせをした時には1,300~1,400人という回答だった。急に増えたのか。

(回答)

毎年少しずつ増えているが、1,477人の誤植かもしれない。確認する。

(意見)

精神障害については、地域移行と地域定着がかなり比重を占めていて、的確な対応して頂いているようで感謝する。

(質問)

重度知的障害者の長期引きこもりの例は、自宅監禁のような印象を持ってしまいが、なぜ養護学校を卒業した時に通所施設につながらなかったのか。

(回答)

この方に関しては、治療や訓練等の必要性がないということで、卒業後に通所施設につながらなかったようだ。かなり以前は中野区でも在宅者交流会のような形で、通所施設に通っていない方に対して定期的にお声がけして交流を行っていたこともあったが、なかなか継続が難しかった。この方もおそらく交流会に参加して下さっていたのではないかと。トラブルがあったわけではなく、必要性を感じなかったため自宅で過ごしていた様子。

(意見)

〇どこにもつながっていない方は、今も区内にいらっしゃると聞いている。自宅で静かに留守番ができるので、ご家族も困っていると感じていない様子。

〇特別支援学級に通っている生徒さんの保護者の方の中には、卒業後に中野特別支援学校高等部に進学することを認めないケースがあって普通の高校に進学するには授業数が足りないため、先生達は困っているという話を聞いた。生徒さん達は支援があれば就労につながる力はあると思うので、どこにいったら相談にいけばいいのだろうか。

(4) 相談支援部会報告

今年度は同じテーマを継続して検討していて、二つのグループに分かれて児童と高齢期について話し合いを行っている。12月から中野区療育センターゆめなりあが参加して、児童について話し合いを行っているグループ①に入って頂いた。児童については、サービスを開始する前のアセスメントが充分ではないのではないか、成人へ切り替わるタイミングでの引継ぎの問題が課題として挙がっている。高齢期については、65歳に達して介護保険へ移行するタイミングが節目となるので、どのようにスムーズな連携をすればいいかということが大きな課題となる。介護保険への移行の流れを分かりやすく把握するための利用者、支援者向けのリーフレットが必要ではないかという意見が挙がっている。

12月の部会では部会員から、岡山県の浅田裁判の判決の報告と、障害者総合支援法のサービスの申請は権利であり、受理するのは行政の義務であるので、申請内容を認める、認めないということはあるが、権利として申請できるということを相談支援事業所には知っておいてほしい、介護保険への移行ありきで話を進めないでほしいという意見があった。

(5) 地域生活支援部会報告

平成31年2月12日(火)13時~16時、大家さん向けセミナーPart7を開催する予定。会場は中野区産業振興センター3階 大会議室。講師は東京共同住宅協会 福祉事業部 部長 橘茂郎氏にお願いし、実際に中野区内でグループホームが開設された経過や、今後の取組みについてご説明して頂く。またグループホームを開設したいという方がいらしたら、個別で相談に乗って頂く。11月と1月の部会では大家さん向けセミナーの打ち合わせ、12月は部会員の皆さんと重度身体障害の方のグループホームうららか(日中サービス支援型)を見学させて頂いた。

(6) 就労支援部会報告

11月の部会では、生活支援における各事業所における工夫や課題について話し合いを行った。就労支援部会で生活支援が話題になるのもどうなのかという意見が挙がった。また、職員の待遇や育成へ取組を行う必要性も高いのではないかという意見も挙がった。1月の部会では、国等公的機関の障害者雇用水増し問題について、きょうされん 事務局次長 中村 英治氏をお招きして問題を振り返る意味でこの問題の現状と今後どのようになっていくか、お話を伺った。

(会長)

4千人を2019年度中に雇用するというところで、2月の試験で700人を採用する試験が行われる予定であるが、なぜこのようなことが起こったのかははっきり原因が分からないので、憶測でしか物を話せない状況である。雇用を義務化してしまうとハードルとなって、本当は雇用したくないけど雇わないといけないという心理が働いてしまったのではないか。障害のある方の就労の能力の結果については個人差があるが、少なくとも働いている能力を見て労働者として評価していくということに取り組み始める必要があるのではないか。その結果、最低賃金の保障ができない場合は、労働者として位置付けるが、所得保障については別の形で保障すれば、かなり重度の方でも労働環境によって活躍できる場を作っていけるのではないか。今回の国家公務員採用試験は、現在民間企業で働いている障害のある方も応募に応じるケースも出てきて、かなり混乱している様子が見られる。企業の雇用率にも影響してくるだろう。今後も様々な影響が予測される。

(意見)

○一次試験の応募は精神の方の応募がかなり多いということが一つと、国家公務員内定の障害者に対してプレ雇用制度を導入するという事になっている。障害者雇用促進法では、障害者に対する差別をしてはいけないということが義務規定となっているが、それが官公庁はどうか。ただ、義務規定となっているので期待したいところではある。就労支援部会の報告の中で、生活支援が報酬体系に反映されないことは非常に問題だと思っているので、全体会でも確認していきたい。

○この問題は見えていない部分がたくさんある。国家公務員採用試験については、知的障害の方の照準がどこにあるのか明確ではない。企業も不安があると思う。家族も不安が残る。

○特例子会社の中には、障害者向けの人材紹介の会社にオプションで定着支援を依頼しているところもある。一方で、市区町村の就労支援センターでは無償で定着支援を行っている。腑に落ちないものを感じることもある。

○サービスの支給に関わることで質問がある。4月から定着支援事業が始まり、就労移行支援事業所と定着支援事業を行っている事業所で、定着支援のサービスを提供できるということになるが、ある就労移行支援事業所から就労した方がいて、その方は定着支援事業の申請をして支給されたが、就労先の企業が定着支援事業は不要とお断りになって地域の就労支援センターを利用するとおっしゃった場合にはどうすればいいのか。

○基本的に支給するのは申請主義なので、本人の意向を無視した形での支給はあり得ないので、そ

のあたりは原則を確認すれば行政にも分かって頂けるのではないかと。

○雇用契約の時にご本人の意思を確認しながら、契約の中にその辺りも組み込むということが必要ではないか。

○契約の問題もあると思うが、企業がそのようなことをいうのは雇用促進法のなかの差別禁止に抵触するのではないかと。障害者として制度があって申請するのは権利であるので、それを利用するのも権利なので、それを止めることは半分くらい差別に当たるのではないかと。

(7) 障害者差別解消部会報告

12月の部会で報告があって話し合いを行ったのは、一つは今年度の中野区の障害者差別解消推進への取組みとヘルプカード周知事業について、二つ目は区役所等窓口における対応事例の紹介など。民間事業者への周知については、地域の商店街の方やタクシー事業者の方などにも、差別解消部会に部会員として参加して頂きたい、あるいはこうした部会の存在を知って頂きたいという意見が挙がった。今後部会員が増えていって、より層が厚くなるとよいと思っている。区内の小学5年生と中学2年生にリーフレットを配布するというので、同じものを配布するのではなくそれぞれの学年にあった内容を工夫できないか、分かりやすい内容にするという意見が挙がった。このほかに一般の区民の方に向けて理解啓発を促すための講演会を2月に実施する予定があり、区職員に障害のある福祉施設での体験研修を行う予定がある。

窓口における対応事例の報告と話し合いの中では、他の障害ではこのようなことがハードルになるのかと目から鱗が落ちたような気持ちになった。

(意見)

○春と秋の総合防災訓練でも、車いすを利用している方への配慮が足りないと感じる。段差があるところに幅ぴったりのスロープしか設置されていない、土がぬかるんでいる状態や砂利道のところに下りていけないといけないことがある。また、車いす利用者が利用できる起震車が用意されていない。東京都には一つ車いす対応の起震車が1台あると聞いている。問題点がたくさんあって、障害のある方が実際に参加してみると意味がないと感じてしまう部分があるので、差別がないように少し工夫をして頂きたい。

○配慮はされるようになってきたが、少し工夫が足りないという状況ではないか。配慮は進んできたが、当事者が実際に利用する上での具体的な配慮まで至っていないのではないかと。

○買い物をした時に、私がお金を払っているのに店員がヘルパーにありがとうと言うことがある。そういうことはたくさんある。外に出ていって、少しでも理解してもらえるような機会を作っていないといけないと思っている。

○分からないからそうになってしまうということが、数多くあると思う。他障害について全く分から

ないという意見があったが、一般の区民、国民がどれだけ理解しているだろうか。これまでの歴史が物語っているように当事者運動がさまざまなことを変えていって、我々も努力していかないといけない。

○中野区の総合防災訓練の時に、東京都の消防庁のVR防災体験車に乗ったが、消防関係者の聞こえない人たちへの対応がまだまだだと感じた。手話通訳と一緒にいたけれど、同じ内容がくり返し説明されて、かえって分かりにくかった。消防関係者の方々にも、聴覚障害者への対応について理解を深めて頂きたい。

(質問)

中野特別支援学校の生徒数が増えているという報告があったが、インクルーシブ教育と言われている一方で、このような状況があるということについて、もう少し説明して頂きたい。

(回答)

養護学校から特別支援学校という名称に変わったあたりから、定員が増えるようになった。就学相談についても、保護者の意向が反映されるようになって、特別支援学級を選ぶか、特別支援学校を選ぶかというように変わってきている。もう少し専門的な教育を受けたいという保護者の方が増えたためだと思うが、中野特別支援学校では小学部の定員数が非常に増えた。本校が増築していたプレハブ校舎についても校舎として認めてもらって、もともと建っていた校舎は教室をカーテンで二分して利用している状況が、長年続いている。毎年東京都に申し入れをして、マスコミに取り上げてもらっているが、学校を増やすことと増築することは難しいという状況が20年前後続いている。

(8) その他報告・提案事項

居宅系事業者連絡会は、3月に事業所連絡会を開催する予定。精神障害の方の対応について、どこかの事業所としても苦慮しているということで、そのようなテーマを考えている。

施設系事業者連絡会は、1月24日(木)に区内の事業所間交流研修の報告会を行う予定。

(質問)

しらすぎホームでは身体重度障害の方のショートステイの枠が2名確保されていたと思うが、事業者から断られたということがあった。現在はどのような状況になっているのかお聞きしたい。

(回答)

しらすぎホームについては、現在も2床、障害のある方の指定を取っている状況は継続している。

(連絡事項)

平成31年3月14日(木) 10:00~12:00 虐待予防に関する講演

平成31年3月14日(木) 13:00~15:00 成年後見制度に関する講演

備考

次回日程 平成31年3月20日(水) 13:30~
中野区役所7階 第10会議室